

# 銀行に対する業務範囲規制の在り方

2023年5月

金 融 法 務 研 究 会

## は し が き

本報告書は、本研究会第1分科会における2020年度の研究の内容を取りまとめたものである。

これまでに第1分科会で取り上げたテーマは、巻末の報告書一覧のとおりであるが、2020年度は「銀行に対する業務範囲規制の在り方」をテーマとして取りあげ、その研究成果を本報告書に取りまとめた。

本報告書においては、第1章で「銀行の業務範囲規制——Banking と Commerce の分離——」（岩原紳作担当）、第2章で「令和2年資金決済法改正と機能別・横断的な金融規制体系の構築に向けた課題」（加藤貴仁担当）、第3章で「銀行グループと金融サービス仲介業の連携」（神作裕之担当）、第4章で「銀行および銀行グループの情報利活用に関する法的課題—ファイアーウォール規制を題材に—」（森下哲朗担当）、第5章で「銀行持株会社による銀行の経営管理——銀行法と会社法」（神田秀樹担当）を取りあげている。

このうち第1章においては、銀行、銀行持株会社、及びそれらの子会社に関する銀行法等による業務範囲規制を、沿革に遡って最近の法改正を含めて概観するとともに、比較法的な特色を明らかにするとともに、同規制の特色は、アメリカ法に倣った Banking と Commerce の分離原則にあることを指摘したうえで、それがどのような考えに基づいているのか、それが環境の変化によりどのように変わってきているのか、将来の規制はいかにあるべきかを検討している。第2章においては、令和2年資金決済法改正によって銀行と同じく取扱い可能な送金額に制限のない類型（第一種資金移動業）と送金額が特に少額な類型（第三種資金移動業）が新設されたが、本章では、このような形での資金移動業を対象とする規制の柔構造化の内容を銀行による為替取引を対象とする規制との比較を念頭に置きつつ検討すること等により、機能別・横断的な金融規制体系の構築に向けた課題を明らかにすることを目的としている。第3章においては、業態や商品に着目した規制がされてきた銀行・証券・保険の各サービスを一元的に仲介する金融サービス仲介業の創設を受け、銀行グループと金融サービス仲介業者が連携する場合を念頭に置いて、金融サービス仲介業者に係るファイアーウォール規制を中心に、登録金融機関である銀行に適用されるファイアーウォール規制との比較を踏まえ、法的問題点を検討している。第4章においては、銀証間の情報共有に関するファイアーウォール規制を題材に、銀行及び銀行グループ内における情報利活用に関する法的課題を検討している。第5章においては、銀行グループにおける子銀行の機関設計の問題と銀行持株会社による子銀行の経営管理に関するいくつかの問題を取り上げて、若干の立法論と解釈論を検討している。

本報告書が銀行実務家をはじめ、各方面の方々のお役に立つことができれば幸いである。

なお、本研究会には、銀行の法務分野から実務を担当する方々にオブザーバーとしてご参加いただいている。また、事務局を全国銀行協会業務部にお願いしている。

最後に、第1分科会では、2021年度・2022年度は「中長期的な機能別・横断的法制の在り方」をテーマとして取りあげ、研究を続けている。

2023年5月

金融法務研究会座長

神田 秀樹